

お問い合わせは、お客さま番号で

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いします。

〒683-0008

米子市車尾南2丁目8番1号

米子市水道局お客さまセンター

☎ 0859-32-9917

HP▶<https://www.city.yonago.lg.jp/suido/>



ホームページ

○下水道等使用料について

下水道等使用料とは、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、流通団地汚水処理場使用料のことを言います。

○不服申し立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)